

平成23年度からのマイカー規制設定にかかる基本方針

- 1) 客観的データから合理的理由により規制期間・内容を設定する。
 - ・混雑・渋滞・事故が予測される期間にはマイカー規制をかける。
 - ・交通法規を守り停車できるスペースがない状態を混雑・渋滞が予想される期間とする。
 - ・規制期間は過去の統計・アンケート等客観的データを根拠に算出する。

- 2) 規制期間・内容は3年間の試行として設定する。
 - ・利用予測により期間設定等を図るため、今後の利用状況、利用者意向調査、事故統計等のデータを収集し、その結果の分析の上、次期規制期間・内容の再設定を行う。
 - ・試行期間内であっても道路施設の変更・改修等の際には見直しを行う。
 - ・試行期間内であっても対応が必要な状況が発生した場合は見直しを行う。

- 3) 規制期間・内容は協議会での合意をもって決定する。
 - ・規制は道路交通法の規制により行う。

- 4) 規制期間外となる混雑予測期間は、利用円滑のための対策を検討する。

車両規制にかかる基本事項

- ・自由利用期間中は、大型車両の通行規制をかける。
- ・マイカー規制期間中は、道路交通法により終日の車両通行止の規制とする。ただし、6:00～19:00で路線バスの利用を認める。車両通行止のため徒歩による通行は認める。自転車の通行の扱いについてはワーキングで検討する。